

# 生徒指導規程より抜粋

## 生徒指導規程細則

### 第1章 総則

#### 【趣旨】

第1条 この規程は、本校生徒の健全育成を図る上で、生徒指導に係る基本的事項を定めるものである。

### 第2章 学校生活

#### 【服装】

第2条 服装は、すべて本校指定のものを着用し、服の変形は認めない。

- 2 夏服以外の期間においてはネクタイ、リボンを着用する。
- 3 服装については別途定める服装規程に関する細則による。

#### 【頭髪】

第3条 髪型及び髪色は「そのままの格好で就職試験や入試及び面接を受けることができる」が基本方針である。

- 2 染色・脱色は改善指導とし、地毛が元々明るい生徒は「地毛申請」の手続きを行う。
- 3 改善指導対象生徒への指導は、髪を伸ばしながら定期的に断髪を行い、最長2ヶ月の改善期間をもって元の状態へ戻す。
- 4 1度でも髪を染めた者で改善行為をしたにも関わらず、髪色が明るい場合の対応は、「原則月1回の黒染め指導・断髪指導」を行う。

#### 【通学】

第4条 通学方法は、徒歩、自転車利用、船をはじめとする公共交通や保護者の送迎によるものとする。

- 2 通学方法及び許可要件については別途定める通学方法及び許可に関する細則による。

#### 【登下校】

第5条 登校は、予鈴（8時15分）までに校門内に入ることとする。

- 2 始業時刻（8時20分）に遅刻した者は職員室で入室許可証を受け取り、教室へ入る。
- 3 始業時より終業時までの間の外出および早退は担任の許可を得る。早退の場合、担任より許可証を受け取る。
- 4 下校時刻は、年間を通じて18時30分とする。※坊勢の生徒は17時30分とする。

## 【部活動】

第6条 部活動は、部顧問の監督下で行うものとし、活動中監督できない場合は活動を許可しない。

- 2 定期考査前1週間及び考査中は原則として練習及び練習試合を禁止し、届け出により1時間程度の練習は可とする。ただし、公式戦10日前はその限りでないが、顧問が活動場所に不在の時は延長を禁止する。また、活動時間の延長をする場合、「延長届」を生徒指導部へ提出する。
- 3 部室や準備室の使用時間は、始業前の予鈴までと放課後とし、部員以外の者の立ち入りは禁止する。
- 4 運動部部室棟の鍵は、原則として体育館で管理する。
- 5 部室や活動場所の使用時間・施錠・清掃等が徹底できない部は、使用を禁止することもある。
- 6 定期考査1週間前および考査期間中については、17時完全下校とし、部員の学習時間を確保する。

## 【食事】

第7条 昼食は、HR教室または中庭等所定の場所で所定の時間にとる。

## 【諸願・届】

第8条 退学、休学、転学、留学及び住所、保護者、後見する者などの変更の場合は、所定の様式により、速やかに「願・届」を学校に提出する。

- 2 欠席、遅刻、早退、欠課、忌引などの場合は、保護者が速やかに学級担任に連絡する。なお、忌引については「忌引届」を担任に提出する。学校感染症による出席停止で欠席する場合も各種届を担任に提出する。
- 3 やむを得ずアルバイトをする必要がある場合は、担任に相談の上、「アルバイト許可願」を生徒指導部へ提出する。ただし、アルバイト規程に係る違反があった場合には、アルバイト許可を取り消す。
- 4 学校管理下（登下校も含む）において負傷し、受診した場合は、直ちに保健室に届ける。
- 5 病気欠席が1週間以上に及ぶ場合は、傷病報告書もしくは医師の診断書を速やかに保健室に提出する。

## 【賞罰】

第9条 表彰は、生徒の本分を守り、その成績の顕著な者及び在籍期間中の皆勤や生徒会活動（部活動を含む）などにおいて善行があり、生徒の模範と認められる者について行う。

- 2 懲戒・特別指導は、退学・停学・謹慎・訓戒の4種類とし、教育的配慮に基づき、個人の人格の陶冶を目指して行う。

### 【単車・自動車の運転免許の取得】

第10条 免許取得は原則禁止とする。

- 2 単車・自動車の運転免許証取得を目的とする自動車教習所への入所は、3年次の2学期終業式の翌日からとする。
- 3 自動車教習所に入所する場合、「自動車教習所入所手続き許可願」を生徒指導部へ提出する。
- 4 免許証が取得できる日は、3月1日以降とする。

### 【政治的活動】

第11条 校内における政治的活動は禁止する。

### 【アルバイト】

第12条 高校生の本分は学業である。学業との両立が可能であると学校が判断した生徒に限り、以下を満たすことを条件にアルバイトを認める。但し、学校が関与することも条件とする。

- 1 許可条件は、学校生活が良好であり、成績は良好で、保護者から願いが出ること、の3つを満たすこと。
- 2 1年生においては、入学直後には判断材料がないことに加え、学校生活に1日でも早く慣れる観点から、1学期末の成績開示以降に申請できるものとする。但し、家庭の状況を考慮してそれまでに許可する場合はこの限りではない。
- 3 停止条件は、特別指導、欠点保有等学校生活が良好でない判断する場合である。但し、家庭の状況を考慮して許可する場合は別途協議を行う。
- 4 再開条件は、次回考査で成績向上授業態度改善等、学校生活が良好であると判断した場合とする。
- 5 許可に際して、生徒指導部へ「アルバイト受け入れ承諾書」を事前に提出する。

## 服装規程に関する細則

登下校（何かの用事で学校へ来る時も含む）は全て本校で定められたものを着用し、常に質素にして清潔さを保つこと。制服の更衣時期については、気候や体調等に応じて制服を選び着用すること。

		男子	女子	備考
制服	冬季	ブレザー スラックス 長袖ニットシャツ ネクタイ	ブレザー スカート 長袖ブラウス リボン	推奨のウィンドブレーカーは秋頃に希望調査を取り、購入する。
	夏季	半袖ニットシャツ スラックス	半袖ニットシャツ スカート	
	<b>【冬季服装の注意】</b> ① 防寒のため、ウィンドブレーカーを学校推奨品として設定している。 ② 体育授業や学校行事等学校が許可した場合は着用しても良い。ただし、校舎内での着用は禁止する。 ③ ジャージやフード付きパーカー、トレーナーやジャンパーをブレザーの中に着用しない。 ④ 通学時に限り、マフラーや手袋を着用しても良い。ただし、校舎内での着用は禁止する。 ⑤ スカートの下にタイツ・ストッキングを着用しても良いが、無地で黒色とする。			
通学靴	白色を基調とした運動靴もしくはローファー。 (サンダル・クロックスなどかかとのついていない履物やブーツ、ハイカットシューズなどは不可)			
校内履物	校舎内では本校指定の上靴、体育館内では本校指定の体育館シューズを使用する。			
靴下	色は白・黒・紺の3色で無地。踝が隠れる長さであること。			
運動服	本校指定の体操服を着用する。			
頭髪	① 高校生にふさわしい清潔なものとする。(奇抜な髪型でなければ不問) ② 脱色・染色・パーマなどの加工は禁止とする。(地毛・癖毛は入学当初に登録する)			
その他	① 制服の変形は認めない。もしもそのような行為があった場合は再購入する。 ② 化粧・マニキュア・装飾品(ピアス・指輪・ネックレス・カラーコンタクト)等は禁止する。 ③ 特別な事情により、異装を必要とする場合は、異装届を提出し、生徒指導部の許可を得る。 ④ その他、学校がふさわしくないと判断するものは禁止する。			

(1) 本校では、頭髪の加工を禁止している。加工とは、脱色、染色、パーマ、エクステンション、ドレッド、こての使用等を指す。またドライヤーの当てすぎで髪の毛が痛んだり、色が落ちたりすることもあるが、社会通念上の身だしなみという観点から本校では指導対象としている。基準は入学時の写真、入学願書の写真とし、地毛が明るい生徒は、入学者説明会で保護者同伴のもと申し出ることとする。(「そのままの格好で就職試験や入試及び面接を受けることができる」を公にしている基準)

## 通学方法及び許可に関する細則

### 1 徒歩通学

- ① 指定通学路を通ること(右側通行の厳守)。

### 2 自転車通学

- ① 道路交通法等の法律を遵守すること。
- ② 自転車通学の距離制限は特に設けない。
- ③ 学校の許可を受け、鑑札を後部泥除けの見やすいところに貼付する。
- ④ 理由がある場合に限り、届け出により電気自転車を許可する。
- ⑤ 自転車は華美でない、よく整備されたものを使用する。
- ⑥ 横カゴ、ドロップハンドル、極端なアップハンドル、24インチ未満のミニサイクルは禁止する。
- ⑦ 傘さし運転・二人乗り・ながら運転等は禁止する。
- ⑧ 指定された通学路を通る(左側一列通行の厳守)。
- ⑨ 自転車点検は、年度当初に1回実施する。必要があれば随時行う。
- ⑩ 自転車は、登校から下校時まで所定の場所に置き、施錠をする。
- ⑪ 交通法規を守り、危険防止に留意する。傘さし運転、二人乗り、並走、無灯火、携帯電話等を使用しながらの運転は禁止する。雨天時にはレインコートを着用する。また、任意の自転車保険に加入することが望ましい。
- ⑫ 下校時、自転車通学者は、家島事務所から指定された所定の場所に駐輪すること。(真浦港ふれあいプラザ横)ただし、乗船時間に間に合わないような場合に限り、教員の許可を得て宮港の駐輪場を利用することは可とする。
- ⑬ 自転車を破棄する場合は、自宅に持ち帰り処分すること。

### 3 船通学

- ① 島外生徒は、真浦港・宮港・網手港から学校まで徒歩もしくは自転車通学(原則真浦港のみ)とする。
- ② 乗船マナーを守り、挨拶・お礼を徹底する。
- ③ 乗船券(定期券、回数券、切符)の譲渡や賃借、複写は禁止する。
- ④ 無賃乗船は禁止する。

## 生徒旅費規程の細則

### 1 定義

生徒の旅費(以下、旅費)とは、部活動の対外試合等で、本校職員の引率のもと校外で活動する際の交通費等をいう。(船・バス・電車・高速鉄道・航空機など)

### 2 旅費の支給額

旅費は以下の通り支給する。

- (1) 自宅から最寄りの公共交通機関等を起算点として、最低額の行程を利用した場合の交通費。
- (2) 生徒会から支給するのは、「高等学校体育連盟が主催・協賛・後援等」している大会。

### 3 旅費の財源

- (1) 旅費の財源は、生徒会費及びPTA部活動振興費をもって充てる。
- (2) 高等学校体育連盟が主催・協賛・後援等している大会に参加した旅費のうち、半額を生徒会費から支給し、半額をPTA部活動振興費から支給する。
- (3) 出場者に制限のない全国大会、予選のない全国大会等に出場した場合、その出場者の交通費の半額を生徒会費から支給し、半額をPTA部活動振興費から支給する。ただし、8名を超える部員の場合は、各部で負担すること。
- (4) 宿泊費は、PTA部活動振興費から支給する。なお、宿泊費は一泊二食で8,000円を上限とする。
- (5) 大会参加費は、生徒会費から支給する。